

# 人事異動のとりくみスタート

この時期の中間面接が大事！

## 人事異動要綱が変わります

### 変更のポイント

- ①現任校において4級職（主幹教諭・指導教諭）に昇任した場合、引き続き勤務した年数を合算し、6年に達した者は異動するものとする。
  - ②58歳以上の者も異動対象とする。
  - ③異なる3つ以上の地域の経験がない者で、真にやむを得ない事情があると東京都教育委員会が認めた者及び町村立小中学校の公募による異動を希望する者については、同一地域内での異動を認めることがある。ただし、同一地区内での異動は認めない。
  - ④Aステージに区立小中学校特別支援学級を追加、Bステージに市立小中特別支援学級を追加。
  - ⑤1校の実勤務年数が5年未満の者についてはステージ経験とみなさない。ただし、Cステージについては1校で3年以上勤務した場合、1地区に限り1ステージ経験とみなす。
- ※①②には経過措置があります

人事異動は労働条件やライフステージ、ワークライフバランスにも関わる大切なことです。今年度、異動要綱が一部変わり人生設計と関わる可能性もでてきます。中間面接や異動自己申告書で希望や抱えている事情がはっきり伝わるようにすることが重要になります。とりわけ育児や介護、病氣事情などがあり方は十分に校長に伝え、「事情カード」を添付してもらおうように働きかけましょう。教職員組合は本人の意向が教育委員会に正しく伝わっているかをチェックするためのとりくみをおこなっています。それが、人事異動対策個票（ピンクカード）です。分会に異動要綱とピンクカードをおろしています。ぜひ活用してください。

## 人事異動学習相談会

9月10日（金）18:30～  
北東支部会館 ZOOM 併用で開催

ZOOM 参加希望は  
支部にメールを

- 異動要綱や自己申告書の書き方、中間面接での対応等についてわからないとき
- 校長の意向と不一致の場合や、面接などでのハラスメント、不当労働行為などがあつた場合
- その他、何か問題があつた場合などはすぐ  
北多摩東支部 042-341-0879  
人事異動相談（都教組）  
03-3230-3891

こんなことに留意を

- 要綱の変更点やどのような経過措置あるか正しく情報を知りましょう
- 校長と本人の意向が合わないときには、2回、3回と面談を重ねましょう

都教委も「校長は、個々の教員に人事構想に基づいて十分な説明をするとともに、教員から異動に関する意見を聞き、相互理解に努めるべきであると考えている」と答えています。

●自由意見欄には・・・  
校長は書けません、異動してもよい地区名や沿線名、駅名などは書けません。異動または残留に関する理由は詳しく、かんばつてきたこと、異動先で力を入れたいことなどの記入もできます。

## え！ 特別支援教室の教員を削減

都が2016年度から開始した小中学校の通級指導の制度来年度から、児童・生徒「10人に教員1人」から「12人に1人」に配置基準が削減されようとしています。削減反対の署名を分会におろしました。